

令和6年2月第431回定例福井県議会議案

(令和5年度2月補正予算(案)関係)

福 井 県

目 次

第108号議案	令和5年度福井県一般会計補正予算（第6号）	（ 1 ）
第109号議案	令和5年度福井県一般会計補正予算（第7号）	（ 9 ）
第110号議案	令和5年度福井県公債管理特別会計補正予算（第1号）	（ 37 ）
第111号議案	令和5年度福井県用品等集中管理事業特別会計補正予算（第2号）	（ 41 ）
第112号議案	令和5年度福井県災害救助基金特別会計補正予算（第1号）	（ 45 ）
第113号議案	令和5年度福井県国民健康保険特別会計補正予算（第1号）	（ 49 ）
第114号議案	令和5年度福井県母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計補正予算（第1号）	（ 55 ）
第115号議案	令和5年度福井県営産業団地整備事業特別会計補正予算（第1号）	（ 59 ）
第116号議案	令和5年度福井県中小企業支援資金貸付金特別会計補正予算（第1号）	（ 63 ）
第117号議案	令和5年度福井県沿岸漁業改善資金貸付金特別会計補正予算（第1号）	（ 67 ）
第118号議案	令和5年度福井県林業改善資金貸付金特別会計補正予算（第1号）	（ 71 ）
第119号議案	令和5年度福井県県有林事業特別会計補正予算（第1号）	（ 75 ）
第120号議案	令和5年度福井県駐車場整備事業特別会計補正予算（第2号）	（ 79 ）
第121号議案	令和5年度福井県港湾整備事業特別会計補正予算（第4号）	（ 83 ）
第122号議案	令和5年度福井県証紙特別会計補正予算（第1号）	（ 87 ）
第123号議案	令和5年度福井県病院事業会計補正予算（第3号）	（ 91 ）
第124号議案	令和5年度福井県臨海工業用地等造成事業会計補正予算（第2号）	（ 95 ）
第125号議案	令和5年度福井県工業用水道事業会計補正予算（第2号）	（ 97 ）
第126号議案	令和5年度福井県水道用水供給事業会計補正予算（第2号）	（101）

目 次

第127号議案	令和5年度福井県臨海下水道事業会計補正予算（第2号）	（103）
第128号議案	令和5年度福井県流域下水道事業会計補正予算（第1号）	（107）
第129号議案	福井県安心子ども基金条例の一部改正について	（111）
第130号議案	福井県公立学校情報機器整備基金条例の制定について	（113）
第131号議案	行財政改革アクションプラン二〇二四の策定について	（117）
第132号議案	大野警察署建築工事請負契約の締結について	（123）
第133号議案	権利の放棄について	（125）
第134号議案	専決処分につき承認を求めることについて（令和5年度福井県一般会計補正予算（第5号））	（129）
諮問第1号	退職手当支給制限処分に係る審査請求について	（143）
報告第30号	専決処分の報告について（損害賠償額の決定および和解について）	（145）
報告第31号	専決処分の報告について（損害賠償額の決定および和解について）	（149）
報告第32号	専決処分の報告について（損害賠償額の決定および和解について）	（153）
報告第33号	専決処分の報告について（損害賠償額の決定および和解について）	（157）

令和5年度福井県の一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,156,760千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ576,860,741千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分および当該区分ごとの金額ならびに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の追加は、「第3表債務負担行為補正」による。

2 債務負担行為の変更は、「第3表の1債務負担行為補正」による。

令和6年2月13日提出

福井県知事 杉 本 達 治

第1表 歳入歳出予算補正 歳 入 (単位 千円)				
款	項	補正前の額	補正額	計
5 地方交付税		134,051,230	520,009	134,571,239
	1 地方交付税	134,051,230	520,009	134,571,239
9 国庫支出金		88,884,231	1,236,751	90,120,982
	2 国庫補助金	40,096,413	1,236,751	41,333,164
14 諸収入		49,238,204	400,000	49,638,204
	3 貸付金元利収入	42,506,889	400,000	42,906,889
補正されなかった款に係る額		302,530,316		302,530,316
歳 入 合 計		574,703,981	2,156,760	576,860,741

歳 出		(単位 千円)		
款	項	補正前の額	補正額	計
6 農林水産費		38,452,253	126,590	38,578,843
	1 農業費	11,597,476	126,590	11,724,066
7 商工費		65,097,283	2,030,170	67,127,453
	1 商業費	51,281,660	1,228,551	52,510,211
	4 観光費	2,240,468	801,619	3,042,087
補正されなかった款に係る額		471,154,445		471,154,445
歳 出 合 計		574,703,981	2,156,760	576,860,741

第2表 繰越明許費補正（追加）

（単位 千円）

款	項	事業名	金額
農 林 水 産 費	農 業 費	園 芸 生 産 振 興 事 業 費	123,734
		農 業 金 融 対 策 費	2,856
商 工 費	商 業 費	商 業 振 興 費	740,000
		金 融 対 策 事 業 費	488,551
	観 光 費	観 光 総 務 費	801,619

第3表 債務負担行為補正（追加）

（単位 千円）

事 項	期 間	限 度 額
農 業 緊 急 資 金 利 子 補 給	令和7年度～令和12年度	9,549

第3表の1 債務負担行為補正（変更）

（単位 千円）

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
県 制 度 融 資 利 子 補 給	令和6年度～令和8年度	40,000	令和6年度～令和12年度	123,866
県 制 度 融 資 損 失 補 償	令和5年度～令和16年度	94,400	令和5年度～令和17年度	334,400

令和5年度福井県の一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ20,315,098千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ556,545,643千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分および当該区分ごとの金額ならびに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（継続費の補正）

第2条 継続費の変更は、「第2表継続費補正」による。

（繰越明許費の補正）

第3条 繰越明許費の追加は、「第3表繰越明許費補正」による。

2 繰越明許費の変更は、「第3表の1繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第4条 債務負担行為の追加は、「第4表債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第5条 地方債の追加は、「第5表地方債補正」による。

2 地方債の変更は、「第5表の1地方債補正」による。

令和6年2月13日提出

福井県知事 杉 本 達 治

第1表 歳入歳出予算補正		歳 入			(単位 千円)
款	項	補正前の額	補正額	計	
1	県税	132,160,640	△18,040	132,142,600	
	1 県民税	31,626,922	1,705,216	33,332,138	
	2 事業税	34,490,999	1,068,622	35,559,621	
	3 地方消費税	28,020,965	△2,279,882	25,741,083	
	4 不動産取得税	1,990,022	△99,534	1,890,488	
	5 県たばこ税	848,286	28,216	876,502	
	6 ゴルフ場利用税	228,373	△13,577	214,796	
	7 軽油引取税	7,538,978	△411,453	7,127,525	
	8 自動車税	12,798,505	104,407	12,902,912	
	9 鉱区税	1,766	△139	1,627	
	10 狩猟税	8,638	398	9,036	
	11 核燃料税	14,549,730	△113,833	14,435,897	
	12 旧法による税	57,456	△6,481	50,975	
2	地方消費税清算金	39,882,467	△1,582,709	38,299,758	
	1 地方消費税清算金	39,882,467	△1,582,709	38,299,758	
3	地方譲与税	15,570,941	614,558	16,185,499	

款	項	補正前の額	補正額	計
	1 特別法人事業譲与税	13,791,047	665,663	14,456,710
	2 地方揮発油譲与税	1,520,593	△53,155	1,467,438
	3 石油ガス譲与税	60,023	△5,939	54,084
	4 自動車重量譲与税	132,239	8,161	140,400
	7 航空機燃料譲与税	448	△172	276
4 地方特例交付金		496,000	△11,270	484,730
	1 地方特例交付金	496,000	△11,270	484,730
5 地方交付税		134,571,239	7,646,433	142,217,672
	1 地方交付税	134,571,239	7,646,433	142,217,672
6 交通安全対策特別交付金		200,000	△50,000	150,000
	1 交通安全対策特別交付金	200,000	△50,000	150,000
7 分担金および負担金		2,844,547	△282,330	2,562,217
	1 負担金	2,844,547	△282,330	2,562,217
8 使用料および手数料		5,701,499	△226,573	5,474,926
	1 使用料	4,568,212	△208,239	4,359,973
	2 手数料	1,133,287	△18,334	1,114,953
9 国庫支出金		90,120,982	△5,594,039	84,526,943
	1 国庫負担金	48,189,420	△8,210,549	39,978,871

	2 国庫補助金	41,333,164	2,689,142	44,022,306
	3 委託金	598,398	△72,632	525,766
10 財産収入		1,278,410	△105,800	1,172,610
	1 財産運用収入	526,992	2,031	529,023
	2 財産売却収入	751,418	△107,831	643,587
11 寄附金		537,463	△253,186	284,277
	1 寄附金	537,463	△253,186	284,277
12 繰入金		13,775,670	△2,599,590	11,176,080
	1 特別会計繰入金	289,020	△107,987	181,033
	2 公営企業会計繰入金	121,577	130,507	252,084
	3 基金繰入金	13,365,073	△2,622,110	10,742,963
14 諸収入		49,638,204	△7,761,552	41,876,652
	1 延滞金、加算金および過料等	80,847	△1,971	78,876
	3 貸付金元利収入	42,906,889	△7,685,559	35,221,330
	4 受託事業収入	778,786	△230,941	547,845
	5 収益事業収入	1,959,000	18,000	1,977,000
	7 雑入	3,912,491	138,919	4,051,410
15 県債		81,385,000	△10,091,000	71,294,000
	1 県債	81,385,000	△10,091,000	71,294,000

款	項	補正前の額	補正額	計
補正されなかった款に係る額		8,697,679		8,697,679
歳 入 合 計		576,860,741	△20,315,098	556,545,643

歳 出		<small>（第11款災害復旧費中第1項社会福祉施設災害復旧費から 第3項土木施設災害復旧費までを1項ずつ繰り下げ、新 たに第1項庁舎等施設災害復旧費を設ける。）</small>		
款	項	補正前の額	補正額	計
1	議会費	1,053,532	△44,887	1,008,645
	1 議会費	1,053,532	△44,887	1,008,645
2	総務費	50,558,474	1,019,255	51,577,729
	1 総務管理費	12,230,404	2,336,506	14,566,910
	2 企画費	26,764,953	△799,680	25,965,273
	3 徴税費	2,943,931	△236,475	2,707,456
	4 市町振興費	6,229,253	△214,706	6,014,547
	5 選挙費	439,122	△69,727	369,395
	6 防災費	1,616,056	6,294	1,622,350
	7 統計調査費	109,593	△8,464	101,129
	8 人事委員会費	94,001	406	94,407
	9 監査委員費	131,161	5,101	136,262
3	民生費	58,295,516	△296,703	57,998,813
	1 社会福祉費	35,769,128	△695,115	35,074,013
	2 児童福祉費	21,602,947	425,372	22,028,319
	3 生活保護費	523,461	△1,786	521,675

款	項	補正前の額	補正額	計
	4 災害救助費	32,217	940	33,157
	5 自然保護費	367,763	△26,114	341,649
4 衛生費		27,396,404	△306,281	27,090,123
	1 公衆衛生費	17,427,488	3,021	17,430,509
	2 環境衛生費	1,892,048	△74,691	1,817,357
	3 保健所費	206,485	576	207,061
	4 医薬費	7,870,383	△235,187	7,635,196
5 労働費		2,040,812	△422,832	1,617,980
	1 労政費	1,544,300	△321,000	1,223,300
	2 職業訓練費	419,405	△100,759	318,646
	3 労働委員会費	77,107	△1,073	76,034
6 農林水産費		38,578,843	△3,092,719	35,486,124
	1 農業費	11,724,066	△811,220	10,912,846
	2 畜産業費	602,317	1,888,830	2,491,147
	3 農地費	14,231,129	△1,138,947	13,092,182
	4 林業費	10,335,314	△3,237,953	7,097,361
	5 水産業費	1,686,017	206,571	1,892,588
7 商工費		67,127,453	△8,766,904	58,360,549

	1 商業費	52,510,211	△7,446,940	45,063,271
	2 工鉦業費	11,548,517	△1,781,171	9,767,346
	3 繊維産業費	26,638	△10,501	16,137
	4 観光費	3,042,087	471,708	3,513,795
8 土木費		80,647,026	△2,447,670	78,199,356
	1 土木管理費	7,290,066	△455,903	6,834,163
	2 道路橋りょう費	38,071,656	△1,091,184	36,980,472
	3 河川海岸費	30,493,638	△1,025,264	29,468,374
	4 港湾費	2,855,826	211,626	3,067,452
	5 都市計画費	1,462,836	△84,976	1,377,860
	6 住宅費	473,004	△1,969	471,035
9 警察費		23,372,227	△157,540	23,214,687
	1 警察管理費	21,288,622	△72,609	21,216,013
	2 警察活動費	2,083,605	△84,931	1,998,674
10 教育費		97,796,349	△207,536	97,588,813
	1 教育総務費	16,278,882	1,111,077	17,389,959
	2 小中学校費	40,436,647	△854,242	39,582,405
	3 高等学校費	18,683,981	△19,197	18,664,784
	4 特別支援学校費	8,325,932	△36,396	8,289,536

款	項	補正前の額	補正額	計
	5 大学費	3,589,177	△158,359	3,430,818
	6 社会教育費	8,842,431	20,942	8,863,373
	7 保健体育費	1,639,299	△271,361	1,367,938
11	災害復旧費	13,935,064	△6,125,064	7,810,000
	1 庁舎等施設災害復旧費		0	0
	2 社会福祉施設災害復旧費	2,451	0	2,451
	3 農林水産施設災害復旧費	3,170,231	△1,801,800	1,368,431
	4 土木施設災害復旧費	10,762,382	△4,323,264	6,439,118
	5 警察施設災害復旧費		0	0
12	公債費	63,046,336	2,607,736	65,654,072
	1 公債費	63,046,336	2,607,736	65,654,072
13	諸支出金	52,212,705	△2,273,953	49,938,752
	1 地方消費税清算金	27,752,730	△1,991,845	25,760,885
	2 利子割交付金	45,594	7,829	53,423
	3 配当割交付金	655,560	107,437	762,997
	4 株式等譲渡所得割交付金	487,038	316,505	803,543
	5 法人事業税交付金	2,683,658	21,107	2,704,765
	6 地方消費税交付金	20,026,882	△797,428	19,229,454

	7 ゴルフ場利用税交付金	159,891	△1,773	158,118
	8 自動車取得税交付金	38,209	△4,310	33,899
	9 環境性能割交付金	363,141	68,525	431,666
14 予備費		800,000	200,000	1,000,000
	1 予備費	800,000	200,000	1,000,000
歳 出 合 計		576,860,741	△20,315,098	556,545,643

第2表 継続費補正（変更）

（単位 千円）

款	項	事業名	補正前			補正後		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
民生費	児童福祉費	児童相談所・一時保護所強化事業	2,066,489	令和4年度	368,232	1,882,781	令和4年度	368,232
				令和5年度	1,698,257		令和5年度	1,514,549
土木費	道路橋りょう費	道路新設改良費 （一般国道417号 池田町板垣～越前市南坂下町地係 新板垣トンネル(仮称)）	6,500,000	令和元年度	900,000	5,936,623	令和元年度	900,000
				令和2年度	1,800,000		令和2年度	1,800,000
				令和3年度	900,000		令和3年度	900,000
				令和4年度	2,000,000		令和4年度	2,000,000
				令和5年度	900,000		令和5年度	336,623
土木費	道路橋りょう費	道路新設改良費 （福井港丸岡インター連絡道路 坂井市坂井町福島～丸岡町八ツ口地係）	1,320,000	令和4年度	360,000	2,200,000	令和4年度	360,000
				令和5年度	700,000		令和5年度	700,000
				令和6年度	260,000		令和6年度	280,000
				令和7年度			令和7年度	200,000
				令和8年度			令和8年度	660,000
土木費	道路橋りょう費	道路新設改良費	3,040,000	令和4年度	2,000	4,340,000	令和4年度	2,000
				令和5年度	230,000		令和5年度	315,000

		(福井港丸岡インター連絡道路) 坂井市坂井町福島~丸岡町八ツ口地係 4号、5号高架橋(仮称)		令和6年度	1,748,000		令和6年度	1,683,000
				令和7年度	440,000		令和7年度	1,070,000
				令和8年度	620,000		令和8年度	1,270,000
土 木 費	河 川 海 岸 費	吉野瀬川ダム建設費	13,000,000	令和2年度	360,000	13,000,000	令和2年度	360,000
				令和3年度	2,440,000		令和3年度	2,440,000
				令和4年度	1,241,000		令和4年度	1,241,000
				令和5年度	2,966,000		令和5年度	5,392,000
				令和6年度	3,830,000		令和6年度	1,279,000
				令和7年度	2,163,000		令和7年度	2,288,000

第3表 繰越明許費補正（追加）

（単位 千円）

款	項	事業名	金額
総務費	総務管理費	高度情報化対策事業費	4,224
		人事給与事務費	30,091
		ブランド推進事業費	408,195
		県庁舎維持管理費	114,533
		東京事務所費	14,425
	企画費	地域交通対策推進事業費	814,307
		企画調整事業費	205,999
		電源立地地域振興費	22,343
		北陸新幹線建設事業費	780,033
		高速交通企画推進事業費	2,912,495
		国際交流事業費	8,000
	防災費	放射線監視事業費	66,535
	民生費	社会福祉費	民間法人指導育成費
社会福祉推進費			59,349
社会福祉施設整備費			457,004
身体障がい者福祉事業費			215,866

民 生 費	社 会 福 祉 費	老 人 福 祉 施 設 整 備 費	34,420
		介 護 保 険 事 業 費	827,359
	児 童 福 祉 費	児 童 健 全 育 成 費	108,114
		心 身 障 が い 児 (者) 対 策 費	1,500
		児 童 福 祉 施 設 費	8,048
		児 童 相 談 所 費	18,425
	災 害 救 助 費	災 害 救 助 費	11,500
	自 然 保 護 費	自 然 公 園 整 備 事 業 費 (公 共)	16,069
衛 生 費	公 衆 衛 生 費	出 生 児 保 護 養 育 費	23,778
		感 染 症 予 防 費	34,938
	環 境 衛 生 費	水 道 施 設 整 備 費	115,275
		環 境 基 本 計 画 推 進 事 業 費	315,866
	医 薬 費	医 薬 総 務 管 理 費	405,101
		監 視 指 導 費	99,000
労 働 費	労 政 費	労 働 環 境 改 善 事 業 費	113,452
農 林 水 産 費	農 業 費	農 業 経 営 対 策 事 業 費	88,721
		特 産 品 流 通 対 策 事 業 費	250,000
		稲 麦 大 豆 等 生 産 振 興 事 業 費	200,000
		水 田 農 業 対 策 事 業 費	125,625
	畜 産 業 費	畜 産 振 興 推 進 指 導 費	1,900,000

款	項	事業名	金額
農 林 水 産 費	畜 産 業 費	畜 産 経 営 対 策 事 業 費	832
	農 地 費	地 籍 調 査 費 補 助 金	11,825
		団 体 営 基 盤 整 備 促 進 事 業 費 (公 共)	108,745
		団 体 営 農 村 総 合 整 備 事 業 費 (公 共)	43,110
		県 単 土 地 改 良 事 業 費	233,117
		基 幹 水 利 施 設 管 理 事 業 費	2,200
		か ん が い 排 水 事 業 費 (受 託)	40,000
		防 災 ダ ム 事 業 費 (公 共)	100,000
		団 体 営 た め 池 等 整 備 事 業 費 (公 共)	22,877
		農 業 用 施 設 等 災 害 関 連 事 業 費 (公 共)	85,500
		農 地 防 災 対 策 事 業 費	2,060
		県 単 農 地 地 す べ り 対 策 費	7,500
	林 業 費	林 業 普 及 指 導 費	50,000
		緊 急 森 林 整 備 事 業 費	113,899
		県 有 林 推 進 事 業 費	223,116
		優 良 種 苗 確 保 対 策 事 業 費	42,079
		県 営 林 道 事 業 費 (公 共)	220,963
		災 害 関 連 緊 急 治 山 事 業 費 (公 共)	774,708
	県 単 治 山 事 業 費	215,000	

農 林 水 産 費	林 業 費	林 業 ・ 木 材 産 業 構 造 改 革 事 業 費	676
		林 木 育 種 事 業 費	25,582
	水 産 業 費	市 町 漁 港 改 修 事 業 費 (公 共)	42,900
		市 町 漁 港 集 落 環 境 整 備 事 業 費 (公 共)	9,600
商 工 費	商 業 費	情 報 産 業 集 積 促 進 事 業 費	26,745
	観 光 費	観 光 思 想 普 及 費	51,958
		観 光 宣 伝 普 及 事 業 費	170,224
		観 光 施 設 整 備 事 業 費	494,987
土 木 費	土 木 管 理 費	建 築 指 導 費	211,763
	道 路 橋 り ょ う 費	重 要 路 線 整 備 推 進 費	23,952
		県 単 交 通 安 全 施 設 整 備 費	51,640
		県 単 舗 装 道 補 修 費	25,000
		県 単 道 路 維 持 費	87,487
		県 単 橋 り ょ う 補 修 費	25,000
		県 単 雪 寒 道 路 整 備 費	16,000
	河 川 海 岸 費	基 幹 河 川 改 修 費 (受 託)	45,000
		河 川 調 査 費	34,000
		県 単 砂 防 設 備 維 持 修 繕 費	46,200
		県 単 急 傾 斜 地 崩 壊 対 策 事 業 費	5,000
		県 単 海 岸 保 全 事 業 費	11,452

款	項	事業名	金額
土木費	港湾費	港湾管理費	10,115
		直轄港湾事業負担金	514,808
	都市計画費	県単街路事業費	30,000
		県単都市公園整備事業費	6,500
	住宅費	住宅管理費	14,878
		既設公営住宅改善事業費（公共）	24,882
警察費	警察管理費	警察施設等整備費	147,177
	警察活動費	交通安全施設整備費	76,050
教育費	教育総務費	教育指導管理費	1,495,774
		私学振興費	113,159
	高等学校費	県立学校施設リフレッシュ事業費	198,145
		一般施設整備費	6,460
		教育指導対策費	12,941
	特別支援学校費	特別支援教育振興費	905
		一般施設整備費	2,081
	大学費	高等教育振興費	9,325
	社会教育費	図書館管理費	253,674
		恐竜博物館費	35,005
災害復旧費	庁舎等施設災害復旧費	庁舎等施設災害復旧費	25,167

災 害 復 旧 費	社会福祉施設災害復旧費	社 会 福 祉 施 設 災 害 復 旧 費	13,915
	農林水産施設災害復旧費	林 道 災 害 復 旧 費 (公共)	443,329
		耕 地 災 害 復 旧 費 (公共)	507,232
		治 山 施 設 災 害 復 旧 費 (公共)	51,608
		県 単 治 山 施 設 災 害 復 旧 費	10,000
	土 木 施 設 災 害 復 旧 費	県 単 河 川 等 災 害 復 旧 費	763,900
		港 湾 災 害 復 旧 費 (公共)	111,000
		県 単 港 湾 災 害 復 旧 費	8,000
	警 察 施 設 災 害 復 旧 費	警 察 施 設 災 害 復 旧 費	15,378

第3表の1 繰越明許費補正（変更）

（単位 千円）

款	項	事業名	金額	
			補正前	補正後
農林水産費	農業費	園芸生産振興事業費	123,734	161,302
	農地費	県営かんがい排水事業費（公共）	400,000	650,922
		県営土地改良総合整備事業費（公共）	2,521,000	3,126,600
		県営農村総合整備事業費（公共）	176,000	489,000
		県営ため池等整備事業費（公共）	768,525	1,272,025
		湛水防除事業費（公共）	225,000	557,240
	林業費	造林事業費（公共）	750,000	1,259,673
		団体営林道事業費（公共）	18,000	23,000
		治山事業費（公共）	249,000	920,205
	水産業費	沿岸漁業振興対策費	30,475	284,267
		漁港修築事業費（公共）	90,000	225,200
	商工費	商業費	商業振興費	740,000
金融対策事業費			488,551	5,738,551
工鉱業費		地場産業振興対策事業費	528,891	750,243
観光費		観光総務費	801,619	856,803
土木費	道路橋りょう費	交通安全施設整備費（公共）	645,944	980,515

土 木 費	道 路 橋 り ょ う 費	道 路 災 害 防 除 費 (公共)	332,100	457,600
		県 単 道 路 補 修 費	400,000	532,333
		道 路 改 良 費 (公共)	3,722,600	5,553,284
		県 単 道 路 改 良 費	200,000	564,500
		橋 り ょ う 補 修 費 (公共)	1,080,005	1,394,805
		橋 り ょ う 整 備 費 (公共)	409,500	729,500
		雪 寒 道 路 整 備 費 (公共)	300,048	490,867
	河 川 海 岸 費	基 幹 河 川 改 修 費 (公共)	2,402,000	2,518,500
		堰 堤 改 良 費 (公共)	469,000	480,400
		日 野 川 総 合 開 発 事 業 費 (公共)	2,946,100	3,212,100
		総 合 流 域 防 災 事 業 費 (公共)	1,229,000	1,370,180
		県 単 河 川 維 持 修 繕 費	28,900	761,325
		県 単 河 川 局 部 改 良 費	170,000	582,000
		県 単 河 川 開 発 費	80,000	117,000
		通 常 砂 防 事 業 費 (公共)	1,830,500	2,168,410
		急 傾 斜 地 崩 壊 対 策 事 業 費 (公共)	507,500	585,800
		砂 防 災 害 防 止 事 業 費	80,000	129,066
		海 岸 保 全 事 業 費 (公共)	271,500	312,100
		港 湾 費	港 湾 改 修 費 (公共)	168,900
	都 市 計 画 費	都 市 公 園 整 備 事 業 費 (公共)	47,398	67,398

款	項	事業名	金額	
			補正前	補正後
災害復旧費	土木施設災害復旧費	河川等災害復旧費（公共）	1,761,709	2,607,709

第4表 債務負担行為補正（追加）

（単位 千円）

事 項	期 間	限 度 額
大 阪 ・ 関 西 万 博 出 展 事 業 費	令和6年度～令和7年度	124,683
海 外 旅 行 会 社 と の 取 引 拡 大 推 進 事 業 費	令和6年度～令和7年度	2,500

第5表 地方債補正（追加）

（単位 千円）

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
障がい者福祉施設整備事業費	40,000	普通貸借または 証券発行 (政府資金、その他)	7.0%以内 (ただし、利率見直し方式で 借り入れる政府資金及び地 方公共団体金融機構資金に ついて、利率の見直しを行 った後においては、当該見 直し後の利率)	償還年限30年以内 (うち据置期間5年以内)
農村振興対策事業費	6,000	〃	〃	
現年発生庁舎等施設災害復旧費	25,000	〃	〃	
現年発生社会福祉施設災害復旧費	13,000	〃	〃	
港湾災害復旧費（県単）	8,000	〃	〃	
現年発生警察施設災害復旧費	17,000	〃	〃	
現年発生公立学校施設災害復旧費	2,000	〃	〃	
合 計	111,000			

第5表の1 地方債補正(変更)

(単位 千円)

起債の目的	補正前			補正後				
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
北陸新幹線建設事業費	2,112,000	普通貸借 または 証券発行 〔政府資金、 その他〕	7.0%以内 〔ただし、利率見直し 方式で借り入れる 政府資金及び地 方公共団体金融機 構資金について、 利率の見直しを 行った後において は、当該見直し後 の利率〕	償還年限30年以内 (うち据置期間5年以内)	870,000	普通貸借 または 証券発行 〔政府資金、 その他〕	7.0%以内 〔ただし、利率見直し 方式で借り入れる 政府資金及び地 方公共団体金融機 構資金について、 利率の見直しを 行った後において は、当該見直し後 の利率〕	償還年限30年以内 (うち据置期間5年以内)
地域鉄道支援事業費	9,970,000	〃	〃	〃	10,664,000	〃	〃	〃
企画調整事業費	56,000	〃	〃	〃	40,000	〃	〃	〃
生活学習館運営費	78,000	〃	〃	〃	70,000	〃	〃	〃
防災対策費	65,000	〃	〃	〃	45,000	〃	〃	〃
ふくい健康の森整備費	37,000	〃	〃	〃	33,000	〃	〃	〃
身体障がい者福祉事業費	30,000	〃	〃	〃	27,000	〃	〃	〃
総合福祉相談所整備費	13,000	〃	〃	〃	9,000	〃	〃	〃
児童厚生施設費	11,000	〃	〃	〃	9,000	〃	〃	〃
小児療育センター整備費	35,000	〃	〃	〃	29,000	〃	〃	〃
児童相談所費	1,432,000	〃	〃	〃	1,104,000	〃	〃	〃
自然公園施設整備事業費	84,000	〃	〃	〃	67,000	〃	〃	〃
看護専門学校整備費	14,000	〃	〃	〃	11,000	〃	〃	〃
産業人材育成推進費	18,000	〃	〃	〃	16,000	〃	〃	〃

起債の目的	補正前			補正後				
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
土地改良事業費	2,224,000	普通貸借 または 証券発行 〔政府資金、 その他〕	7.0%以内 <small>〔ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率〕</small>	償還年限30年以内 (うち据置期間5年以内)	1,858,000	普通貸借 または 証券発行 〔政府資金、 その他〕	7.0%以内 <small>〔ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率〕</small>	償還年限30年以内 (うち据置期間5年以内)
農地防災事業費	1,038,000	〃	〃	〃	897,000	〃	〃	〃
林道事業費	245,000	〃	〃	〃	224,000	〃	〃	〃
治山事業費	2,310,000	〃	〃	〃	1,138,000	〃	〃	〃
総合グリーンセンター費	83,000	〃	〃	〃	74,000	〃	〃	〃
栽培漁業センター運営費	16,000	〃	〃	〃	137,000	〃	〃	〃
漁港建設事業費	400,000	〃	〃	〃	367,000	〃	〃	〃
情報産業集積促進事業費	13,000	〃	〃	〃	17,000	〃	〃	〃
地場産業振興対策事業費	402,000	〃	〃	〃	330,000	〃	〃	〃
観光施設整備事業費	91,000	〃	〃	〃	75,000	〃	〃	〃
建築指導費	1,631,000	〃	〃	〃	1,146,000	〃	〃	〃
道路事業費	11,982,000	〃	〃	〃	11,110,000	〃	〃	〃
国直轄道路事業費	10,478,000	〃	〃	〃	9,150,000	〃	〃	〃
河川事業費	8,791,000	〃	〃	〃	8,305,000	〃	〃	〃
国直轄河川事業費	8,704,000	〃	〃	〃	7,972,000	〃	〃	〃
砂防事業費	2,124,000	〃	〃	〃	2,055,000	〃	〃	〃
国直轄砂防事業費	152,000	〃	〃	〃	112,000	〃	〃	〃

海岸保全事業費	226,000	〃	〃		107,000	〃	〃
港湾建設事業費	352,000	〃	〃		265,000	〃	〃
国直轄港湾事業費	233,000	〃	〃		724,000	〃	〃
空港建設事業費	2,000	〃	〃		0	〃	〃
街路事業費	199,000	〃	〃		181,000	〃	〃
公園緑地事業費	269,000	〃	〃		212,000	〃	〃
車輛等整備費	26,000	〃	〃		19,000	〃	〃
警察署庁舎建設費	784,000	〃	〃		556,000	〃	〃
交通安全施設整備費	620,000	〃	〃		471,000	〃	〃
高等学校整備費	1,972,000	〃	〃		1,727,000	〃	〃
特別支援学校整備費	39,000	〃	〃		60,000	〃	〃
県立大学施設整備費	200,000	〃	〃		164,000	〃	〃
文化施設整備費	4,150,000	〃	〃		3,693,000	〃	〃
図書館管理費	7,000	〃	〃		5,000	〃	〃
青年の家等管理費	92,000	〃	〃		53,000	〃	〃
福井運動公園整備費	23,000	〃	〃		20,000	〃	〃
過年発生耕地災害復旧費(公共)	10,000	〃	〃		8,000	〃	〃
現年発生耕地災害復旧費(公共)	7,000	〃	〃		0	〃	〃
現年発生漁港災害復旧費(公共)	59,000	〃	〃		0	〃	〃
現年発生治山施設災害復旧費(公共)	146,000	〃	〃		17,000	〃	〃
治山施設災害復旧費(県単)	150,000	〃	〃		21,000	〃	〃
現年発生農業施設災害復旧費	10,000	〃	〃		3,000	〃	〃
過年発生河川等災害復旧費(公共)	658,000	〃	〃		66,000	〃	〃

起債の目的	前				後			
	補 限度額	正 起債の方法	正 利率	前 償還の方法	補 限度額	正 起債の方法	正 利率	後 償還の方法
現年発生河川等災害復旧費（公共）	2,738,000	普通貸借 または 証券発行 〔政府資金、 その他〕	7.0%以内 〔ただし、利率見直し 方式で借り入れる 政府資金及び地 方公共団体金融機 構資金について、 利率の見直しを 行った後において は、当該見直し後 の利率〕	償還年限30年以内 (うち据置期間5年以内)	1,815,000	普通貸借 または 証券発行 〔政府資金、 その他〕	7.0%以内 〔ただし、利率見直し 方式で借り入れる 政府資金及び地 方公共団体金融機 構資金について、 利率の見直しを 行った後において は、当該見直し後 の利率〕	償還年限30年以内 (うち据置期間5年以内)
河川等災害復旧費（県単）	1,249,000	〃	〃		1,203,000	〃	〃	
現年発生港湾災害復旧費（公共）	66,000	〃	〃		81,000	〃	〃	
臨時財政対策債	2,377,000	〃	〃		1,669,000	〃	〃	
合 計	81,303,000				71,101,000			

第110号議案

令和5年度 福井県公債管理特別会計補正予算（第1号）

令和5年度福井県公債管理特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,287,859千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ112,553,210千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分および当該区分ごとの金額ならびに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、次表「地方債補正」による。

地方債補正（変更）

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
借 換 債	千円 35,231,000	普通貸借 または 証券発行 (政府資金、その他)	7.0%以内 (ただし、利率見直し方式で 借り入れる政府資金及び地 方公共団体金融機構資金に ついて、利率の見直しを 行った後においては、当該 見直し後の利率)	償還年限 20年以内 (うち据置期間 5年以内)	千円 33,743,000	普通貸借 または 証券発行 (政府資金、その他)	7.0%以内 (ただし、利率見直し方式で 借り入れる政府資金及び地 方公共団体金融機構資金に ついて、利率の見直しを 行った後においては、当該 見直し後の利率)	償還年限 20年以内 (うち据置期間 5年以内)

令和6年2月13日提出

福井県知事 杉 本 達 治

別表 歳入歳出予算補正		歳 入			(単位 千円)
款	項	補正前の額	補正額	計	
1 繰入金		76,034,351	2,775,859	78,810,210	
	1 一般会計繰入金	62,700,351	2,775,859	65,476,210	
2 県債		35,231,000	△1,488,000	33,743,000	
	1 県債	35,231,000	△1,488,000	33,743,000	
歳 入 合 計		111,265,351	1,287,859	112,553,210	

歳		出			(単位 千円)
款	項	補正前の額	補正額	計	
1 公債費		111,265,351	1,287,859	112,553,210	
	1 公債費	111,265,351	1,287,859	112,553,210	
歳 出 合 計		111,265,351	1,287,859	112,553,210	

第111号議案

令和5年度 福井県用品等集中管理事業特別会計補正予算（第2号）

令和5年度福井県用品等集中管理事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ23,158千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ302,687千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分および当該区分ごとの金額ならびに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表歳入歳出予算補正」による。

令和6年2月13日提出

福井県知事 杉 本 達 治

別 表 歳入歳出予算補正		歳 入		(単位 千円)
款	項	補正前の額	補正額	計
1 使用料および手数料		55,002	△4,162	50,840
	1 使用料	54,417	△4,162	50,255
2 財産収入		169,190	27,056	196,246
	1 財産売払収入	169,190	27,056	196,246
3 繰越金		5,269	△1,997	3,272
	1 繰越金	5,269	△1,997	3,272
4 諸収入		50,068	2,261	52,329
	1 雑入	50,068	2,261	52,329
歳 入 合 計		279,529	23,158	302,687

歳		出		(単位 千円)
款	項	補正前の額	補正額	計
1 用品等集中管理費		279,529	23,158	302,687
	1 用品調達費	189,981	22,706	212,687
	2 自動車管理費	39,479	△1,809	37,670
	3 文書事務管理費	50,069	2,261	52,330
歳 出 合 計		279,529	23,158	302,687

第112号議案 令和5年度 福井県災害救助基金特別会計補正予算（第1号）

令和5年度福井県災害救助基金特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ19,326千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ39,689千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分および当該区分ごとの金額ならびに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表歳入歳出予算補正」による。

令和6年2月13日提出

福井県知事 杉 本 達 治

別表 歳入歳出予算補正		歳入			(単位 千円)
款	項	補正前の額	補正額	計	
2 繰入金		20,342	19,326	39,668	
	2 基金繰入金		19,326	19,326	
補正されなかった款に係る額		21		21	
歳入合計		20,363	19,326	39,689	

歳		出			(単位 千円)
款	項	補正前の額	補正額	計	
1 民生費		20,363	19,326	39,689	
	1 災害救助基金	20,363	19,326	39,689	
歳 出 合 計		20,363	19,326	39,689	

第113号議案

令和5年度 福井県国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

令和5年度福井県国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ740,348千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ65,256,320千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分および当該区分ごとの金額ならびに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表歳入歳出予算補正」による。

令和6年2月13日提出

福井県知事 杉 本 達 治

別表 歳入歳出予算補正		歳入			(単位 千円)
款	項	補正前の額	補正額	計	
2	国庫支出金	16,321,706	166,297	16,488,003	
	1 国庫負担金	11,930,071	79,987	12,010,058	
	2 国庫補助金	4,391,635	86,310	4,477,945	
3	前期高齢者交付金	24,809,393	48,302	24,857,695	
	1 前期高齢者交付金	24,809,393	48,302	24,857,695	
4	共同事業交付金	156,721	△12,034	144,687	
	1 共同事業交付金	156,721	△12,034	144,687	
5	財産収入	149	△24	125	
	1 財産運用収入	149	△24	125	
6	繰入金	4,522,449	278,739	4,801,188	
	1 他会計繰入金	3,811,000	83,078	3,894,078	
	2 基金繰入金	711,449	195,661	907,110	
7	繰越金	922,649	△8,497	914,152	
	1 繰越金	922,649	△8,497	914,152	
8	諸収入	5,438	267,565	273,003	
	1 雑入	5,438	267,565	273,003	

款	項	補正前の額	補正額	計
補正されなかった款に係る額		17,777,467		17,777,467
歳入合計		64,515,972	740,348	65,256,320

歳 出		(単位 千円)		
款	項	補正前の額	補正額	計
1 民生費		64,515,972	740,348	65,256,320
	1 国民健康保険費	64,515,972	740,348	65,256,320
歳 出 合 計		64,515,972	740,348	65,256,320

第114号議案

令和5年度 福井県母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計補正予算（第1号）

令和5年度福井県母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ6,453千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ86,222千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分および当該区分ごとの金額ならびに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表歳入歳出予算補正」による。

令和6年2月13日提出

福井県知事 杉 本 達 治

別 表 歳入歳出予算補正		歳 入			(単位 千円)
款	項	補正前の額	補正額	計	
3 繰越金		41,913	△16,160	25,753	
	1 繰越金	41,913	△16,160	25,753	
4 諸収入		48,876	9,707	58,583	
	1 貸付金元利収入	48,765	7,947	56,712	
	2 雑入	111	1,760	1,871	
補正されなかった款に係る額		1,886		1,886	
歳 入 合 計		92,675	△6,453	86,222	

歳		出		(単位 千円)
款	項	補正前の額	補正額	計
1 民生費		92,675	△6,453	86,222
	1 母子父子寡婦福祉資金貸付金	92,675	△6,453	86,222
歳 出 合 計		92,675	△6,453	86,222

第115号議案

令和5年度 福井県営産業団地整備事業特別会計補正予算（第1号）

令和5年度福井県営産業団地整備事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ537,360千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ72,464千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分および当該区分ごとの金額ならびに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、次表「地方債補正」による。

地方債補正（変更）

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
県営産業団地整備事業費	千円 406,000	普通貸借 または 証券発行 (政府資金、その他)	7.0%以内 (ただし、利率見直し方式で 借り入れる政府資金及び地 方公共団体金融機構資金に ついて、利率の見直しを 行った後においては、当該 見直し後の利率)	償還年限 30年以内 (うち据置期間 5年以内)	千円 48,000	普通貸借 または 証券発行 (政府資金、その他)	7.0%以内 (ただし、利率見直し方式で 借り入れる政府資金及び地 方公共団体金融機構資金に ついて、利率の見直しを 行った後においては、当該 見直し後の利率)	償還年限 30年以内 (うち据置期間 5年以内)

令和6年2月13日提出

福井県知事 杉 本 達 治

別 表 歳入歳出予算補正		歳 入			(単位 千円)
款	項	補正前の額	補正額	計	
1 繰入金		549	△239	310	
	1 一般会計繰入金	549	△239	310	
2 諸収入		203,275	△179,121	24,154	
	1 雑入	203,275	△179,121	24,154	
3 県債		406,000	△358,000	48,000	
	1 県債	406,000	△358,000	48,000	
歳 入 合 計		609,824	△537,360	72,464	

歳		出		(単位 千円)
款	項	補正前の額	補正額	計
1 商工費		609,824	△537,360	72,464
	1 県営産業団地整備費	609,824	△537,360	72,464
歳 出 合 計		609,824	△537,360	72,464

第116号議案

令和5年度 福井県中小企業支援資金貸付金特別会計補正予算（第1号）

令和5年度福井県中小企業支援資金貸付金特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ341,414千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ997,340千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分および当該区分ごとの金額ならびに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表歳入歳出予算補正」による。

令和6年2月13日提出

福井県知事 杉 本 達 治

別 表 歳入歳出予算補正		歳 入			(単位 千円)
款	項	補正前の額	補正額	計	
3 繰越金		18,779	△1	18,778	
	1 繰越金	18,779	△1	18,778	
4 諸収入		517,561	△341,413	176,148	
	1 貸付金元利収入	517,561	△341,413	176,148	
補正されなかった款に係る額		802,414		802,414	
歳 入 合 計		1,338,754	△341,414	997,340	

歳		出			(単位 千円)
款	項	補正前の額	補正額	計	
1 商工費		1,338,754	△341,414	997,340	
	1 中小企業支援資金貸付金	1,338,754	△341,414	997,340	
歳 出 合 計		1,338,754	△341,414	997,340	

第117号議案

令和5年度 福井県沿岸漁業改善資金貸付金特別会計補正予算（第1号）

令和5年度福井県沿岸漁業改善資金貸付金特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ13,972千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ105,588千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分および当該区分ごとの金額ならびに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表歳入歳出予算補正」による。

令和6年2月13日提出

福井県知事 杉 本 達 治

別 表 歳入歳出予算補正		歳 入		(単位 千円)
款	項	補正前の額	補正額	計
1 財産収入		17	△13	4
	1 財産運用収入	17	△13	4
2 繰入金		128	△7	121
	1 一般会計繰入金	128	△7	121
3 繰越金		88,051	14,492	102,543
	1 繰越金	88,051	14,492	102,543
4 諸収入		3,420	△500	2,920
	1 貸付金元利収入	3,420	△500	2,920
歳 入 合 計		91,616	13,972	105,588

歳		出			(単位 千円)
款	項	補正前の額	補正額	計	
1 農林水産費		91,616	13,972	105,588	
	1 沿岸漁業改善資金貸付金	91,616	13,972	105,588	
歳 出 合 計		91,616	13,972	105,588	

第118号議案

令和5年度福井県林業改善資金貸付金特別会計補正予算（第1号）

令和5年度福井県林業改善資金貸付金特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ83,543千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分および当該区分ごとの金額ならびに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表歳入歳出予算補正」による。

令和6年2月13日提出

福井県知事 杉 本 達 治

別表 歳入歳出予算補正		歳 入			(単位 千円)
款	項	補正前の額	補正額	計	
2 繰越金		72,235	5	72,240	
	1 繰越金	72,235	5	72,240	
補正されなかった款に係る額		11,303		11,303	
歳 入 合 計		83,538	5	83,543	

歳		出		(単位 千円)
款	項	補正前の額	補正額	計
1 農林水産費		83,538	5	83,543
	1 林業改善資金貸付金	83,538	5	83,543
歳 出 合 計		83,538	5	83,543

第119号議案

令和5年度 福井県県有林事業特別会計補正予算（第1号）

令和5年度福井県県有林事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ29,467千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,239,446千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分および当該区分ごとの金額ならびに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することのできる経費は、次表「繰越明許費」による。

繰越明許費

款	項	事業名	金額
農林水産費	県有林費	県有林維持管理事業費	千円 419,533

令和6年2月13日提出

福井県知事 杉本達治

別 表 歳入歳出予算補正		歳 入		(単位 千円)
款	項	補正前の額	補正額	計
3 財産収入		172,327	△84,083	88,244
	1 財産売払収入	172,327	△84,083	88,244
4 繰入金		853,488	46,977	900,465
	1 一般会計繰入金	853,488	46,977	900,465
5 諸収入			7,639	7,639
	1 雑入		7,639	7,639
補正されなかった款に係る額		243,098		243,098
歳 入 合 計		1,268,913	△29,467	1,239,446

歳		出		(単位 千円)
款	項	補正前の額	補正額	計
1 農林水産費		1,268,913	△29,467	1,239,446
	1 県有林費	1,268,913	△29,467	1,239,446
歳 出 合 計		1,268,913	△29,467	1,239,446

第120号議案

令和5年度福井県駐車場整備事業特別会計補正予算（第2号）

令和5年度福井県駐車場整備事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ817千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ173,891千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分および当該区分ごとの金額ならびに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表歳入歳出予算補正」による。

令和6年2月13日提出

福井県知事 杉 本 達 治

別 表 歳入歳出予算補正		歳 入			(単位 千円)
款	項	補正前の額	補正額	計	
1 使用料および手数料		66,453	6,329	72,782	
	1 使用料	66,453	6,329	72,782	
2 繰入金		108,255	△7,146	101,109	
	1 一般会計繰入金	108,255	△7,146	101,109	
歳 入 合 計		174,708	△817	173,891	

歳		出		(単位 千円)
款	項	補正前の額	補正額	計
1 土木費		174,708	△817	173,891
	1 駐車場整備費	174,708	△817	173,891
歳 出 合 計		174,708	△817	173,891

第121号議案

令和5年度 福井県港湾整備事業特別会計補正予算（第4号）

令和5年度福井県港湾整備事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,381千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,209,192千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分および当該区分ごとの金額ならびに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表歳入歳出予算補正」による。

（継続費の補正）

第2条 継続費の変更は、次表「継続費補正」による。

継続費補正（変更）

款	項	事業名	補 正 前			補 正 後		
			総 額	年 度	年 割 額	総 額	年 度	年 割 額
土 木 費	港 湾 費	敦賀港港湾整備事業費	2,288,750 千円	令和5年度	550,000 千円	1,943,400 千円	令和5年度	507,000 千円
				令和6年度	1,030,000 千円		令和6年度	968,000 千円
				令和7年度	708,750 千円		令和7年度	468,400 千円

（繰越明許費の補正）

第3条 繰越明許費の変更は、次表「繰越明許費補正」による。

繰越明許費補正（変更）

款	項	事業名	金額	
			補正前	補正後
土木費	港湾費	港湾施設整備事業費	千円 464,000	千円 587,115

令和6年2月13日提出

福井県知事 杉本達治

別 表 歳入歳出予算補正 歳		入 (第3款県債を第4款とし、新たに第3款諸収入を設ける) (単位 千円)		
款	項	補正前の額	補正額	計
1 使用料および手数料		406,843	△7,243	399,600
	1 使用料	406,843	△7,243	399,600
2 繰入金		1,423,730	△192,451	1,231,279
	1 一般会計繰入金	1,423,730	△192,451	1,231,279
3 諸収入			196,313	196,313
	1 雑入		196,313	196,313
補正されなかった款に係る額		1,382,000		1,382,000
歳 入 合 計		3,212,573	△3,381	3,209,192

歳		出			(単位 千円)
款	項	補正前の額	補正額	計	
1 土木費		3,212,573	△3,381	3,209,192	
	1 港湾費	3,212,573	△3,381	3,209,192	
歳 出 合 計		3,212,573	△3,381	3,209,192	

第122号議案

令和5年度福井県証紙特別会計補正予算（第1号）

令和5年度福井県証紙特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ62,690千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,942,215千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分および当該区分ごとの金額ならびに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表歳入歳出予算補正」による。

令和6年2月13日提出

福井県知事 杉 本 達 治

別表 歳入歳出予算補正		歳入			(単位 千円)
款	項	補正前の額	補正額	計	
1 繰越金		300,000	132,980	432,980	
	1 繰越金	300,000	132,980	432,980	
2 証紙収入		1,579,525	△70,290	1,509,235	
	1 証紙収入	1,579,525	△70,290	1,509,235	
歳入合計		1,879,525	62,690	1,942,215	

歳		出			(単位 千円)
款	項	補正前の額	補正額	計	
1 総務費		1,879,525	62,690	1,942,215	
	1 証紙	1,879,525	62,690	1,942,215	
歳 出 合 計		1,879,525	62,690	1,942,215	

第123号議案

令和5年度 福井県病院事業会計補正予算（第3号）

（総 則）

第1条 令和5年度福井県病院事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入および支出の補正）

第2条 令和5年度福井県病院事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入および支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（補正前の額）		（補正額）		（計）
	収	入	入	出	
第1款 病院事業収益	26,722,664千円		197,404千円		26,920,068千円
第1項 医療収益	21,606,983千円		143,191千円		21,750,174千円
第2項 医療外収益	4,533,599千円		51,690千円		4,585,289千円
第3項 特別利益	582,082千円		2,523千円		584,605千円
第1款 病院事業費用	25,690,036千円		870,542千円		26,560,578千円
第1項 医療費用	25,054,418千円		864,141千円		25,918,559千円
第2項 医療外費用	635,618千円		3,878千円		639,496千円
第3項 特別損失			2,523千円		2,523千円

（資本的収入および支出の補正）

第3条 予算第4条本文括弧書中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「1,964,552千円」を「1,885,869千円」に改め、資

本的収入および支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(補正前の額)	(補正額)	(計)
	収	入	
第1款 資本的収入	5,177,740千円	△ 133,902千円	5,043,838千円
第1項 企業債	3,196,000千円	△ 3,000千円	3,193,000千円
第3項 繰入金	1,977,762千円	△ 130,952千円	1,846,810千円
第4項 その他資本的収入	1,700千円	50千円	1,750千円
	支	出	
第1款 資本的支出	7,142,292千円	△ 212,585千円	6,929,707千円
第1項 建設改良費	3,452,816千円	△ 6,809千円	3,446,007千円
第2項 企業債償還金	3,185,383千円	△ 204,423千円	2,980,960千円
第3項 投資	504,093千円	△ 1,353千円	502,740千円

(企業債の補正)

第4条 予算第5条に定めた企業債を次のとおり補正する。

(補 正 前)					(補 正 後)				
起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	
器械備品	1,096,000千円	普通貸借 または 証券発行	7.0% 以内	償還年限 10年以内	1,093,000千円	普通貸借 または 証券発行	7.0% 以内	償還年限 10年以内	
		(政府資金、その他)	(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、	(うち据置期間) 1年以内		(政府資金、その他)	(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、	(うち据置期間) 1年以内	

利率の見直しを行
った後においては、
当該見直し後の利
率

利率の見直しを行
った後においては、
当該見直し後の利
率

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正)

第5条 予算第8条に定めた経費の金額を次のとおり補正する。

(科 目)	(補正前の額)	(補正額)	(計)
(1) 職 員 給 与 費	10,957,268千円	31,238千円	10,988,506千円

(たな卸資産購入限度額の補正)

第6条 予算第9条に定めたたな卸資産の購入限度額「4,166,163千円」を「4,832,345千円」に改める。

令和6年2月13日提出

福井県知事 杉 本 達 治

第124号議案

令和5年度 福井県臨海工業用地等造成事業会計補正予算（第2号）

（総則）

第1条 令和5年度福井県臨海工業用地等造成事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入および支出の補正）

第2条 令和5年度福井県臨海工業用地等造成事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入および支出の予定額を次のとおり補正する。（収益的収入中第1項営業外収益を第2項とし、新たに第1項営業収益を設ける。）

（科 目）	（補正前の額）	（補正額）	（計）
	収	入	
第1款 造成事業収益	1,531千円	104,473千円	106,004千円
第1項 営業収益		104,000千円	104,000千円
第2項 営業外収益	1,531千円	473千円	2,004千円
	支	出	
第1款 造成事業費用		87,047千円	87,047千円
第1項 営業費用		87,046千円	87,046千円
第2項 営業外費用		1千円	1千円

（資本的支出の補正）

第3条 予算第4条本文括弧書中、「資本的収入額が」を「資本的支出のうち福井臨海工業用地等造成事業費537,788千円の一部318,805千円は土地造成積立金を取り崩し、なお、資本的収入額が」に、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「161,715千円」を「164,126千円」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(補正前の額)	(補正額)	(計)
	支	出	
第1款 資本的支出	952,437千円	△ 414,649千円	537,788千円
第1項 福井臨海工業用地等造成事業費	952,437千円	△ 414,649千円	537,788千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正)

第4条 予算第7条に定めた経費の金額を次のとおり補正する。

(科 目)	(補正前の額)	(補正額)	(計)
(1) 職員給与費	32,784千円	2,236千円	35,020千円

令和6年2月13日提出

福井県知事 杉 本 達 治

第125号議案

令和5年度 福井県工業用水道事業会計補正予算（第2号）

（総則）

第1条 令和5年度福井県工業用水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量の補正）

第2条 令和5年度福井県工業用水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

	（補正前）		（補正後）	
(1) 給水量 福井臨海工業用水道	13,105,362m ³ /年	35,807m ³ /日	13,171,421m ³ /年	35,987m ³ /日

（収益的収入および支出の補正）

第3条 予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（補正前の額）		（補正額）		（計）
	収		入		
第1款 工業用水道事業収益	826,482千円		△ 5,593千円		820,889千円
第1項 営業収益	793,674千円		△ 4,713千円		788,961千円
第2項 営業外収益	32,808千円		△ 880千円		31,928千円
		支		出	
第1款 工業用水道事業費用	719,384千円		8,154千円		727,538千円
第1項 営業費用	677,797千円		△ 2,493千円		675,304千円
第2項 営業外費用	41,587千円		10,647千円		52,234千円

（資本的収入および支出の補正）

第4条 予算第4条本文括弧書中、第一工業用水道設備改良費「7,755千円」を「5,170千円」に、臨海工業用水道設備改良費「36,694千円」を「51,994千円」に改め、資本的収入および支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(補正前の額)	(補正額)	(計)
	収	入	
第1款 資本的収入	97,902千円	△ 68,595千円	29,307千円
第1項 負担金	97,902千円	△ 74,595千円	23,307千円
第2項 国庫補助金		6,000千円	6,000千円
	支	出	
第1款 資本的支出	197,208千円	△ 55,880千円	141,328千円
第2項 第一工業用水道設備改良費	7,755千円	△ 2,585千円	5,170千円
第3項 臨海工業用水道設備改良費	89,408千円	△ 8,107千円	81,301千円
第4項 臨海工業用水道設備	45,188千円	△ 45,188千円	0千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正)

第5条 予算第8条に定めた経費の金額を次のとおり補正する。

(科 目)	(補正前の額)	(補正額)	(計)
(1) 職員給与費	66,801千円	△ 448千円	66,353千円

令和6年2月13日提出

福井県知事 杉 本 達 治

第126号議案

令和5年度 福井県水道用水供給事業会計補正予算（第2号）

（総 則）

第1条 令和5年度福井県水道用水供給事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入および支出の補正）

第2条 令和5年度福井県水道用水供給事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入および支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（補正前の額）	（補正額）	（計）
	収	入	
第1款 水道事業収益	3,403,605千円	8,312千円	3,411,917千円
第1項 営業収益	3,013,059千円	△ 20千円	3,013,039千円
第2項 営業外収益	390,546千円	8,332千円	398,878千円
	支	出	
第1款 水道事業費用	3,064,853千円	27,172千円	3,092,025千円
第1項 営業費用	2,902,134千円	△ 26,026千円	2,876,108千円
第2項 営業外費用	162,719千円	53,198千円	215,917千円

（資本的支出の補正）

第3条 予算第4条本文括弧書中、坂井地区水道用水供給事業設備改良費「661,578千円」を「553,898千円」に、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「1,401,797千円」を「1,355,208千円」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(補正前の額)	(補正額)	(計)
	支	出	
第1款 資本的支出	2,063,375千円	△ 154,269千円	1,909,106千円
第2項 坂井地区水道用水供給事業設備改良費	661,578千円	△ 107,680千円	553,898千円
第3項 日野川地区水道用水供給事業設備改良費	884,319千円	△ 46,589千円	837,730千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正)

第4条 予算第8条に定めた経費の金額を次のとおり補正する。

(科 目)	(補正前の額)	(補正額)	(計)
(1) 職員給与費	183,063千円	△ 9,120千円	173,943千円

令和6年2月13日提出

福井県知事 杉 本 達 治

第127号議案

令和5年度 福井県臨海下水道事業会計補正予算（第2号）

（総 則）

第1条 令和5年度福井県臨海下水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量の補正）

第2条 令和5年度福井県臨海下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

	（補 正 前）		（補 正 後）	
(1) 処 理 量	5,563,932m ³ /年	15,202m ³ /日	6,054,809m ³ /年	16,543m ³ /日

（収益的収入および支出の補正）

第3条 予算第3条に定めた収益的収入および支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（補正前の額）	（補正額）	（計）
	収	入	
第1款 下水道事業収益	1,245,249千円	3,117千円	1,248,366千円
第1項 営業収益	913,393千円	26,122千円	939,515千円
第2項 営業外収益	331,856千円	△ 23,005千円	308,851千円
	支	出	
第1款 下水道事業費用	1,216,917千円	20,480千円	1,237,397千円
第1項 営業費用	1,194,729千円	132千円	1,194,861千円
第2項 営業外費用	22,188千円	20,348千円	42,536千円

（資本的収入および支出の補正）

第4条 予算第4条本文括弧書中、「18,030千円」を「18,119千円」に改め、資本的収入および支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(補正前の額)	(補正額)	(計)
	収	入	
第1款 資本的収入	149,324千円	△ 140,528千円	8,796千円
第1項 負担金	144,309千円	△ 138,666千円	5,643千円
第2項 国庫補助金	5,015千円	△ 1,862千円	3,153千円
	支	出	
第1款 資本的支出	169,354千円	△ 142,439千円	26,915千円
第1項 福井臨海下水道 福設備改良費	23,045千円	△ 4,928千円	18,117千円
第2項 福井臨海下水道 福建設	144,309千円	△ 138,666千円	5,643千円
第4項 国庫補助金返還金		1,155千円	1,155千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正)

第5条 予算第7条に定めた経費の金額を次のとおり補正する。

(科 目)	(補正前の額)	(補正額)	(計)
(1) 職員給与費	45,779千円	1,072千円	46,851千円

令和6年2月13日提出

福井県知事 杉 本 達 治

第128号議案

令和5年度 福井県流域下水道事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 令和5年度福井県流域下水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量の補正）

第2条 令和5年度福井県流域下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

	（補正前）	（補正後）
（2）主要な建設改良事業	954,000千円	1,123,500千円

（収益的収入および支出の補正）

第3条 予算第3条に定めた収益的収入および支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（補正前の額）	（補正額）	（計）
	収	入	
第1款 下水道事業収益	2,561,515千円	△ 50,349千円	2,511,166千円
第2項 営業外収益	1,674,343千円	△ 50,349千円	1,623,994千円
	支	出	
第1款 下水道事業費用	2,658,639千円	38,181千円	2,696,820千円
第1項 営業費用	2,630,014千円	37,582千円	2,667,596千円
第2項 営業外費用	28,625千円	599千円	29,224千円

（資本的収入および支出の補正）

第4条 予算第4条本文括弧書中、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額「66,739千円」を「66,489千円」に改め、資本的収

入および支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(補正前の額)	(補正額)	(計)
	収	入	
第1款 資本的収入	1,166,721千円	169,750千円	1,336,471千円
第1項 企業債	248,000千円	13,000千円	261,000千円
第2項 負担金	213,250千円	22,250千円	235,500千円
第4項 国庫支出金	492,000千円	134,500千円	626,500千円
	支	出	
第1款 資本的支出	1,233,460千円	169,500千円	1,402,960千円
第2項 建設改良費	954,000千円	169,500千円	1,123,500千円

(企業債の補正)

第5条 予算第5条に定めた起債を次のとおり補正する。

(補 正 前)					(補 正 後)			
起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
九頭竜川流域 下水道事業費	248,000千円	普通貸借 または 証券発行 <small>(政府資金、その他)</small>	7.0% 以内	償還年限 30年以内 <small>(うち据置期間 5年以内)</small>	261,000千円	普通貸借 または 証券発行 <small>(政府資金、その他)</small>	7.0% 以内	償還年限 30年以内 <small>(うち据置期間 5年以内)</small>
			<small>(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)</small>				<small>(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)</small>	

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正)

第6条 予算第8条に定めた経費の金額を次のとおり補正する。

(科目)	(補正前の額)	(補正額)	(計)
(1) 職員給与費	29,631千円	△ 8,845千円	20,786千円

(他会計からの補助金の補正)

第7条 予算第9条に定めた補助を受ける金額「234,976千円」を「235,397千円」に改める。

令和6年2月13日提出

福井県知事 杉本達治

第二百二十九号議案

福井県安心こども基金条例の一部改正について

福井県安心こども基金条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和六年二月十三日提出

福井県知事 杉本 達治

福井県条例第 号

福井県安心こども基金条例の一部を改正する条例

福井県安心こども基金条例（平成二十一年福井県条例第三号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

	改正後	改正前
	附則 （施行期日） 1（略） （失効） 2 この条例は、令和七年五月三十一日限り、その効力を失う。この場合において、基金に残額があるときは、当該基金の残額を一般会計の歳入歳出予算に計上する。 3（処分の特例） （略）	附則 （施行期日） 1（略） （失効） 2 この条例は、令和六年五月三十一日限り、その効力を失う。この場合において、基金に残額があるときは、当該基金の残額を一般会計の歳入歳出予算に計上する。 3（処分の特例） （略）

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提 案 理 由

福井県安心こども基金の設置期限を延長したいので、この案を提出する。

第百三十号議案

福井県公立学校情報機器整備基金条例の制定について

福井県公立学校情報機器整備基金条例を次のように制定する。

令和六年二月十三日提出

福井県知事 杉本達治

福井県条例第 号

福井県公立学校情報機器整備基金条例

(設置)

第一条 初等中等教育（文部科学省設置法（平成十一年法律第九十六号）第四条第一項第七号に規定する初等中等教育をいう。）段階の公立学校における情報機器の計画的な整備に係る施策の実施に要する資金を積み立てるため、福井県公立学校情報機器整備基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第二条 基金として積み立てる額は、一般会計の歳出予算の定めるところによる。

(管理)

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第四条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計の歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第五条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間および利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第六条 知事は、第一条に規定する施策を実施するため、基金の全部または一部を処分することができる。

(委任)

第七条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(失効)

2 この条例は、令和十一年六月三十日限り、その効力を失う。この場合において、基金に残額があるときは、当該基金の残額を一般会計の歳入歳出予算に計上する。

(処分の特例)

3 知事は、第六条の規定にかかわらず、基金に属する現金を国庫に納付する必要があるときは、基金の一部を処分することができる。

提 案 理 由

初等中等教育段階の公立学校で使用されているタブレット端末等の計画的な更新を行うため、福井県公立学校情報機器整備基金を設置したいので、この案を提出する。

第百三十一号議案

行財政改革アクションプラン二〇二四の策定について

行財政改革アクションプラン二〇二四を次のとおり策定することに関して、議会の議決を求める。

令和六年二月十三日提出

福井県知事 杉 本 達 治

一 策定の目的

今後の社会情勢の変化や行政需要の見通しを踏まえつつ、効率的で質の高い行政サービスを安定的に提供していく指針として、「行財政改革アクションプラン二〇二四」を策定する。

二 推進期間

令和六年度（二〇二四年度）～令和十年度（二〇二八年度）

三 施策方針

1 官民がつながり、チームふくいを実現する県庁

方針1 クレドを推進し、官民共創で地域課題を解決

クレドに基づく徹底現場主義や政策デザインを通じ、市町、民間、大学、県民等のつながりを創出するとともに、事業の構想段階から官民が連携し、柔軟に人事交流を行うデジタル先進県ふくいの官民共創モデルを作りながら、県単独では対応困難な課題を解決し、地域力の強化につなげる。

クレドの実践による課題解決力の強化

ふくい型の官民共創を拡大

方針2 市町協働を深化し、地域の未来づくりをバックアップ

県と市町の職員交流や事業支援、土木・建築・林学などの技術職派遣を継続・拡大するとともに、県と市町の協働を相互に深めながら、防災やDX、水道事業等の広域連携を推進し、県全体の行政サービスの向上に向けた施策を実行する。

県と市町の相互連携を促進する勤務環境づくり

市町をサポートする体制の充実

県全体での行政サービス向上

方針3 便利でやさしいDXを推進し、県民とのつながりを創出

県民の利便性と生産性の向上を目的として、行政手続きの完全オンライン化やアナログ規制の見直しを積極的に進めるとともに、デジタル広報などを積極的に展開しながら、すべての県民が県政情報にアクセスできる環境作りを進める。

行政手続きの完全オンライン化によるノンストップ行政サービス拡大

デジタル活用による県民・事業者の生産性向上

DX人材の計画的な育成

2 多様な人材が集まり、育ち、躍動する県庁

方針4 多様な人材が最大限の力を発揮し、誇りとやりがいを持って働く職場づくり

社会人採用の拡大や採用方法の多様化、県職員の魅力を伝えて多様な人材を呼び込むための新たな施策を実行するとともに、多様なキャリアや知見を持つ職員が、意欲や能力に応じて適材適所に登用される環境づくりと併せ、満足度調査等を通じて働きがいの向上につなげる。

多様な人材の確保

女性活躍の推進

障がい者雇用の促進

定年引上げを見据えたベテラン職員のキャリア活用

満足度調査や人事制度見直しを通じた働きがいの向上

方針5 主体的に成長し、自らキャリアを創造できる人材を育成

職員が、県庁内外で様々な経験をj得て業務に活かしていく仕組み作りや、職員1人1人のキャリア形成と成長をサポートし、自らキャリアを創造・形成できる環境作りなど、複雑多様化する行政課題に柔軟に対応できる人材育成策を実行する。

キャリア形成を職場全体で応援

若手の挑戦を応援する環境整備

県庁の外に飛び出す仕組みづくり

方針6 場所や時間、既成概念にとらわれない次世代の働き方改革を徹底実行

テレワークやフリーアドレス、フレックスタイム制の推進など、時間と場所にとらわれない多様な働き方を選択できる職場作りや、すべての職員が不安なく育児休業を取得できる環境作りを進め、職員の働きやすさを高める施策を実行する。

共創スペースを拡大し、場所に縛られない働き方を推進

多様で柔軟な働き方を通じたワークライフバランスの充実

希望どおりの育休が当たり前の働き方を実現

3 連帯感、効率性、生産性を高め、チャレンジが生まれる県庁

方針7 事務事業の見直しと、デジタル前提の業務改善を徹底

事務事業の徹底的な見直しに加え、生成系AIなど、新技術を積極的に活用した既存業務の省力化や、定型業務のアウトソーシングに徹底的に取り組み、業務の一層の生産性向上を進める。

継続的に事業見直しや業務改善が進む組織づくり

先進技術をフル活用した業務時間の削減

財務会計事務の効率化、精度向上

方針8 連帯感を生みだし、効率性と生産性を高める組織運営

激しい社会変化に対応していくため、適正規模の職員数を計画的に維持・確保するとともに、組織や業務の集約・合理化、機能強化を図りながら、業務負担の突発的な増加や偏りを組織全体で支え、改善していく体制を構築し、効率的で生産性の高い組織づくりに取り組む。

適切な定数管理と人事配置

連帯感の醸成と職員負担の軽減

出先機関の機能強化、合理化の検討

方針9 健全財政の堅持

歳入の確保や歳出の合理化に取り組み、大型主要プロジェクトや子育て応援策等に必要な財源を確保。将来の財政需要を踏まえた財政収支見通しを毎年度策定し、健全財政を堅持していく。

歳入の確保

歳出の合理化

県有資産マネジメントの推進

中期的な見通しに基づく財政運営

提 案 理 由

福井県行政に係る基本的な計画について議会の議決事件と定める条例（平成十九年福井県条例第五十五号）第三条の規定により、この案を提出する。

第百三十二号議案

大野警察署建築工事請負契約の締結について

大野警察署建築工事請負契約を次のとおり締結する。

令和六年二月十三日提出

福井県知事 杉本 達治

一 工事名称 大野警察署建築工事

二 工事場所 大野市中保二十七字墓前八番一他二筆

三 工事内容 鉄筋コンクリート造四階建て

延三、三一〇・八六平方メートル

四 契約方法 一般競争入札（総合評価落札方式）

五 契約者 (株) 見谷組、大野建設工業(株)、大北久保建設(株)、大野警察署建築工事特定建設工事共同企業体

代表者 福井市丸山一丁目一一八番地

株式会社見谷組

代表取締役 見谷 頼 貞

大野市東中第九号四番地の一

大野建設工業株式会社

代表取締役 池尾 宗 紀

勝山市栄町二丁目七番六号

大北久保建設株式会社

取締役社長 和田 晃 幸

六 契約金額 一金 一、三三四、三〇〇、〇〇〇円

提 案 理 由

地方自治法第九十六条第一項第五号および議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例第二条の規定により、この案を提出する。

第百二十三号議案

権利の放棄について

次に掲げる債権を放棄する。

令和六年二月十三日提出

福井県知事 杉本達治

放棄する債権の内容

区分	相手方	発生日	金額
福井県病院事業の診療費等	〃	平成十二年度	二〇〇、〇〇〇円
	〃	平成十四年度	四一、九七〇円
	〃	平成十四年度	二〇、〇七〇円
	〃	平成十四年度	一〇一、五〇〇円
	〃	平成十四年度、平成十七年度	三二九、五二〇円
	〃	平成十五年、平成十七年度、平成二十年	一、一八四、五三〇円
	〃	平成十五年、平成十七年度、平成十八年度、平成十九年度、平成二十年	三六六、四六〇円
	〃	平成十六年度	八、六二〇円
	〃	平成十六年度	八七、八九〇円
	〃	平成十七年度	四四、九二〇円

	令和四年度	令和四年度
	令和四年度	令和四年度
	令和四年度	八三、五一〇円
		九一、四五〇円
		一〇〇円

提 案 理 由

福井県病院事業の診療費等のうち、主債務者の死亡等により、回収の見込みがない債権について、権利を放棄したので、地方自治法第九十六条第一項第十号の規定により、この案を提出する。

第百二十四号議案

専決処分につき承認を求めることについて

令和五年度福井県一般会計補正予算（第五号）については、緊急施行を要したため、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十九條第一項の規定により次のとおり専決処分をしたから、同条第三項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和六年二月十三日提出

福井県知事 杉 本 達 治

専決第19号

令和5年度 福井県一般会計補正予算（第5号）

令和5年度福井県の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ14,667千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ574,703,981千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分および当該区分ごとの金額ならびに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表歳入歳出予算補正」による。

上記地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき専決処分する。

令和6年1月17日

福井県知事 杉 本 達 治

別 表 歳入歳出予算補正		歳 入			(単位 千円)
款	項	補正前の額	補正額	計	
11 寄附金		522,796	14,667	537,463	
	1 寄附金	522,796	14,667	537,463	
補正されなかった款に係る額		574,166,518		574,166,518	
歳 入 合 計		574,689,314	14,667	574,703,981	

歳		出		(単位 千円)
款	項	補正前の額	補正額	計
3 民生費		58,289,516	6,000	58,295,516
	4 災害救助費	26,217	6,000	32,217
8 土木費		80,638,359	8,667	80,647,026
	1 土木管理費	7,281,399	8,667	7,290,066
補正されなかった款に係る額		435,761,439		435,761,439
歳出合計		574,689,314	14,667	574,703,981

歳入歳出予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 県 税	132,160,640		132,160,640
2 地方消費税清算金	39,882,467		39,882,467
3 地方譲与税	15,570,941		15,570,941
4 地方特例交付金	496,000		496,000
5 地方交付税	134,051,230		134,051,230
6 交通安全対策特別交付金	200,000		200,000
7 分担金および負担金	2,844,547		2,844,547
8 使用料および手数料	5,701,499		5,701,499
9 国庫支出金	88,884,231		88,884,231
10 財産収入	1,278,410		1,278,410
11 寄附金	522,796	14,667	537,463
12 繰入金	13,775,670		13,775,670
13 繰越金	8,697,679		8,697,679
14 諸収入	49,238,204		49,238,204
15 県債	81,385,000		81,385,000
歳入合計	574,689,314	14,667	574,703,981

(歳出)				(単位 千円)			
款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国支出金	地方債	その他	
1 議 会 費	1,053,532		1,053,532				
2 総 務 費	50,558,474		50,558,474				
3 民 生 費	58,289,516	6,000	58,295,516			6,000	
4 衛 生 費	27,396,404		27,396,404				
5 労 働 費	2,040,812		2,040,812				
6 農 林 水 産 費	38,452,253		38,452,253				
7 商 工 費	65,097,283		65,097,283				
8 土 木 費	80,638,359	8,667	80,647,026			8,667	
9 警 察 費	23,372,227		23,372,227				
10 教 育 費	97,796,349		97,796,349				
11 災 害 復 旧 費	13,935,064		13,935,064				
12 公 債 費	63,046,336		63,046,336				
13 諸 支 出 金	52,212,705		52,212,705				
14 予 備 費	800,000		800,000				
歳 出 合 計	574,689,314	14,667	574,703,981			14,667	

2 歳 入

(款) 11 寄 附 金

(単位 千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計	備 考
(款)					
	11 寄 附 金	522,796	14,667	537,463	
(項)					
	1 寄 附 金	522,796	14,667	537,463	

(款) 11 寄 附 金 (項) 1 寄 附 金						
(単位 千円)						
目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
2 民生費寄附金	300	6,000	6,300	災害救助費	6,000	緊急被災者支援金 6,000
3 土木費寄附金	770	8,667	9,437	土木管理費	8,667	被災者住宅再建支援事業 8,667

3 歳 出

(款) 3 民生費

(単位 千円)

款 項	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			備 考	
				特 定 財 源				一 般 財 源
				国 支 出 金	地 方 債	そ の 他		
(款) 3 民生費	58,289,516	6,000	58,295,516			6,000		
(項) 4 災害救助費	26,217	6,000	32,217			6,000		

(款) 3 民生費 (項) 4 災害救助費												
(単位 千円)												
目	補正前の額	補正額	計	節		事業名	金額	左の財源内訳			説明	
				区分	金額			特定財源				一般財源
								国支出金	地方債	その他		
1 救助費	26,217	6,000	32,217	(7)報償費	6,000	災害救助費	6,000			(寄) 6,000	1 緊急被災者支援金 6,000	
						計	6,000			6,000		

(款) 8 土 木 費

(単位 千円)

款 項	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			備 考	
				特 定 財 源				一 般 財 源
				国 支 出 金	地 方 債	そ の 他		
(款) 8 土木費	80,638,359	8,667	80,647,026			8,667		
(項) 1 土木管理費	7,281,399	8,667	7,290,066			8,667		

(款) 8 土 木 費 (項) 1 土木管理費												
(単位 千円)												
目	補正前の額	補正額	計	節		事業名	金額	左 の 財 源 内 訳			説明	
				区 分	金 額			特 定 財 源				一般財源
								国支出金	地方債	その他		
4 建築指導費	1,726,256	8,667	1,734,923	18負担金補助 および交付 金	8,667	建築指導費	8,667			(寄) 8,667	1 被災者住宅再建支援事業 8,667	
						計	8,667			8,667		

諮問第一号

退職手当支給制限処分に係る審査請求について

元福井県教職員に対する退職手当支給制限処分に係る審査請求について、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六条第二項の規定により次のように諮問する。

令和六年二月十三日提出

福井県知事 杉 本 達 治

一 審査請求人 敦賀市 個人

二 処 分 府 福井県教育委員会

三 審査請求年月日 令和四年十月五日

四 審査請求の趣旨

処分庁が令和四年七月八日付けで審査請求人（以下「請求人」という。）に対して行った一般の退職手当等の全部を支給しないこととする処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求める。

五 事案の概要

1 令和四年五月二十九日、請求人が県外コンサート会場にて盗撮行為に及んでいる際、撮影に気が付いた女性から呼ばれた警備員が最寄りの警察署に通報したことにより当該事案が発覚し、当該警察署にて迷惑防止条例違反の疑いで任意の取り調べを受けた。

2 請求人は、在職中の平成二十九年八月から令和四年五月二十九日までに、県外のイベント会場周辺において、少なくとも毎年一回以上、計十一回の盗撮行為を行ったことを認めた。

3 処分庁は、令和四年七月八日付けで、請求人の行為は社会常識を逸脱し、教育公務員や社会人として断じてあつてはならない行為であつて、信用を著しく失墜させるものであり、その責任は極めて重く、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十九条第一項第一号および第三号に該当するとして懲戒免職の処分を行うとともに、福井県職員等の退職手当に関する条例（昭和二十九年福井県条例第二十五号）第十二条第一項の規定により、本件処分を行った。

六 審査請求に対する見解

本件処分に違法または不当と認められる点はなく、本件審査請求には理由がないので、棄却すべきである。

報告第三十号

専決処分の報告について

県有自動車の交通事故による損害賠償した額の決定および和解については、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百八十条第二項の規定により次のとおり専決処分をしたから、同条第二項の規定により報告する。

令和六年二月十三日提出

福井県知事 杉 本 達 治

専決第十五号

損害賠償額の決定および和解について

次のとおり県有自動車による交通事故の損害賠償額の決定および和解をすることについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百八十条第一項の規定に基づき、専決処分する。

令和五年十二月二十六日

福井県知事 杉 本 達 治

一 損害を賠償し和解をする相手方

福井市 個人

二 損害賠償の額 一四二、二九三円

三 事故の態様

令和五年七月五日午後一時二十三分頃、文化課の県有自動車が、福井市篠尾町第四十号五十四番地先県道交差点において、相手方が所有する自動車に衝突して、当該自動車に損害を与えたものである。

四 和解の内容

本件については、県の支払う損害賠償の額を前記のとおりとし、両当事者は、ともに将来にわたりいっさいの異議申立て、請求または争訟等を行わない。

報告第三十一号

専決処分の報告について

県有自動車の交通事故による損害賠償した額の決定および和解については、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百八十条第二項の規定により次のとおり専決処分をしたから、同条第二項の規定により報告する。

令和六年二月十三日提出

福井県知事 杉 本 達 治

専決第十六号

損害賠償額の決定および和解について

次のとおり県有自動車による交通事故の損害賠償額の決定および和解をすることについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百八十条第一項の規定に基づき、専決処分する。

令和六年一月九日

福井県知事 杉 本 達 治

一 損害を賠償し和解をする相手方

福井市 個人

二 損害賠償の額 五三、一五二円

三 事故の態様

令和五年七月十二日午前十一時二十分頃、福井健康福祉センターの県有自動車が、嶺北特別支援学校駐車場において、相手方が所有する自動車に接触して、当該自動車に損害を与えたものである。

四 和解の内容

本件については、県の支払う損害賠償の額を前記のとおりとし、両当事者は、ともに将来にわたりいっさいの異議申立て、請求または争訟等を行わない。

報告第三十二号

専決処分の報告について

県有自動車の交通事故による損害賠償した額の決定および和解については、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百八十条第一項の規定により次のとおり専決処分をしたから、同条第二項の規定により報告する。

令和六年二月十三日提出

福井県知事 杉 本 達 治

専決第十七号

損害賠償額の決定および和解について

次のとおり県有自動車による交通事故の損害賠償額の決定および和解をすることについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百八十条第一項の規定に基づき、専決処分する。

令和六年一月九日

福井県知事 杉 本 達 治

一 損害を賠償し和解をする相手方

吉田郡永平寺町 個人

二 損害賠償の額 九三、二六五円

三 事故の態様

令和五年九月十九日午後四時十分頃、総合福祉相談所の県有自動車が、福井市花野谷町三十六号八番地六駐車場において、相手方が所有する自動車に接触して、当該自動車に損害を与えたものである。

四 和解の内容

本件については、県の支払う損害賠償の額を前記のとおりとし、両当事者は、ともに将来にわたりいっさいの異議申立て、請求または争訟等を行わない。

報告第三十三号

専決処分の報告について

治山事業用資材運搬路の陥没した部分に車輪がはまったことにより、自動車に損害を与えた事案について損害賠償した額の決定および和解については、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百八十条第一項の規定により次のとおり専決処分をしたから、同条第二項の規定により報告する。

令和六年二月十三日提出

福井県知事 杉 本 達 治

専決第十八号

損害賠償額の決定および和解について

次のとおり治山事業用資材運搬路の陥没した部分に車輪がはまったことにより、自動車に損害を与えた事案の損害賠償額の決定および和解をすることについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第八十条第一項の規定に基づき、専決処分する。

令和六年一月十六日

福井県知事 杉 本 達 治

一 損害を賠償し和解をする相手方

福井市 個人

二 損害賠償の額 一一一、〇〇〇円

三 事故の態様

令和五年七月二十九日、あわら市北潟の治山事業用資材運搬路において、相手方が所有する自動車の車輪が運搬路の陥没した部分にはまったため、当該自動車に損害を与えたものである。

四 和解の内容

本件については、県の支払う損害賠償の額を前記のとおりとし、両当事者は、ともに将来にわたりいっさいの異議申立て、請求または争訟等を行わない。

